

序 章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

平成 25 年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本 2 1 (第二次)」は、少子高齢化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じた、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、健康づくりを推進し、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命を延伸し、また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小を実現することを最終的な目標としました。

今回、令和 6 年度から令和 17 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動「健康日本 2 1 (第三次)」」（以下「国民運動」という。）では、21 世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合が増加し、これらに係る医療費の国民医療費に占める割合は、約 3 割となっています。また、人生 100 年時代を迎えようとしている中で、国民誰もが、より長く、健康に生活できることが重要』と捉え、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、新たに下記の 4 つの具体的な内容が示されました。

ア 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

イ 個人の行動と健康状態の改善

i 生活習慣の改善

ii 生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防

iii 生活機能の維持・向上

ウ 社会環境の質の向上

エ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

また、これらの基本的な方向を達成するため、健康に関する科学的なエビデンスがある 50 項目程度について、令和 14 年度の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みが推進されます。

南富良野町では平成 25 年 4 月に、「健康日本 2 1」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、南富良野町の特徴や町民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた健康増進計画「健やかみなみふらの」を策定し、取り組みを推進してきました。

今回、示された「国民運動」の基本的な方向及び目標項目については、別表 I のように考え、これまでの取り組みの評価、及び新たな健康課題などを踏まえ、すこやかみなみふらの（第三次）を策定します。

参考 健康日本 2 1 の基本的な方向の概略

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差

② 個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、これらの生活習慣の定着等による生活習慣病（NCDs）の発症予防及び合併症の発症や症状の進展等の重症化予防の取り組みの推進。

また、「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活習慣病（NCDs）の発症予防及び重症化予防だけではない健康づくりも重要である。

*NCD について

心血管疾患、がん、慢性呼吸器疾患および糖尿病を中心とする非感染性疾患(NCD)は、人の健康と発展に対する主な脅威となっている。これらの疾患は、共通する危険因子(主として喫煙、不健康な食事、運動不足、過

度の飲酒を取り除くことで予防できる。この健康問題に対処しない限り、これらの疾患による死亡と負荷は増大し続けるであろうと予測し、世界保健機関(WHO)では、「非感染性疾病への予防と管理に関するグローバル戦略」を策定するほか、国連におけるハイレベル会合で NCD が取り上げられる等、世界的に NCD の予防と管理を行う政策の重要性が認識されている。今後、WHO において、NCD の予防のための世界的な目標を設定し、世界全体で NCD 予防の達成を図っていくこととされている。

③ 社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図る。自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進する。誰もがアクセスできる自らの健康情報を入手できるインフラの整備、科学的根拠に基づく健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築、周知啓発の取組を行うとともに、多様な主体が健康づくりに取り組むよう促す。

④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することで、上記の要素を様々なライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）において享受できることがより重要であり、各ライフステージに特有の健康づくりについて、引き続き取組を進める。

2 計画の性格

この計画は、南富良野町第六次総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する南富良野町保健事業実施計画（データヘルス計画）と連携して策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。同時に、今

回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとし
す（表1）。

表1 法律と北海道、南富良野町の計画

法 律	北海道が策定した計画	南富良野町が策定した計画
健康増進法	すこやか北海道 21	すこやかみなみふらの
高齢者の医療の 確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	南富良野町保健事業実施計画 (データヘルス計画)
国民健康保険法	北海道保健事業実施計画	南富良野町保健事業実施計画 (データヘルス計画)
子ども・子育て支援法	北の大地★子ども未来づくり 北海道計画	子ども・子育て支援事業計画
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	(すこやかみなみふらの)
歯科口腔保健の 推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	(すこやかみなみふらの)
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画	南富良野町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

3 計画の期間

この計画の目標年次は令和 17 年度とし、計画の期間は令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とします。

4 計画の対象

この計画は、ライフアプローチ（乳幼児期から高齢期までに）に基づく健康増進の取り組みを推進するため、全町民を対象とします。